

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
利益相反管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という。）における利益相反行為に関する基準及び管理体制等を定めるものである。

2 本連盟は、我が国におけるアイスホッケー界を代表する機関として、アイスホッケー（インラインホッケーを含む。）の普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与することが期待されている。本連盟には、重要なステークホルダーが数多く存在するところ、本連盟が有する各種の権限（大会への出場資格の付与、団体登録、代表選手選考をはじめとする各種選手選考、各種契約締結等）の適正な行使を確保し、本連盟が社会からの信頼を醸成するためには、本連盟における利益相反行為への適切な対応が必要である。本規程は、これを達成することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本連盟の理事、監事、職員・従業員その他の関係者（監督、指導者及び選手を含む。）（以下「役職員等」という。）に適用される。

(利益相反行為)

第3条 本規程において「利益相反行為」とは、次に定める「利益相反取引」及び「その他の利益相反行為」を総称していうものとする。

(1) 「利益相反取引」とは、次に掲げる行為をいう。

ア 役職員等が、自己又は第三者のために本連盟と取引を行うこと

イ 本連盟が役職員等の債務を保証すること（債務の引受けを含む。）

ウ 本連盟が、第三者との間において、本連盟と役職員等との利益が相反する取引をするすること。

(2) 「その他の利益相反行為」とは、役職員等の利益と本連盟の利益が相反する行為（前号に定めるものを除く。）をいい、経済的な利益が相反する場合に限らず、代表選考、レフェリーの割当て、大会における組合せ等の決定等に自らの影響力を行使して関係者の利を図るような行為も含む。

第2章 利益相反行為に関する制限等

(利益相反取引の制限)

第4条 役職員等は、原則として利益相反取引を行ってはならない。

2 役職員等は、やむを得ず、利益相反取引に該当するおそれがある取引を行おうとする場合には、当該取引の申請に際して、利益相反取引に該当するか否かについて第8条及び第11条に定める相談窓口の確認を取らなければならない。当該取引が利益相反取引に該当すると判断された場合には、第5条及び第6条に従うものとする。

(利益相反取引の手続き)

第5条 役職員等は、物品の購入、不動産の賃貸借、業務委託その他の契約の締結を行い、または本連盟が金銭の支出をする利益相反取引を行おうとする場合には、原則として2社以上から相見積もりを取り、本連盟が別途定める決裁者（以下「決裁者」という。）に対して申請しなければならない。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合は、相見積もりを取ることを要しない。この場合において、役職員等は、決裁者に申請するに際して、契約先が契約を履行するに十分な能力を有しかつ一般的にみて不当な見積額でないことを確認しその旨を記載するものとする。

(1) 事案の緊急性、特殊性に鑑み、相見積もりを取ることが困難な場合。但し、取引の申請者は申請文書に当該事情と理由を記述し証跡として残すものとする。

(2) 取引額（本連盟が支出する予定の総額）が50万円未満である場合（反復継続する場合はこの限りでない。）。

(3) 業務委託契約等の場合で、取引条件、請負業務の内容、会社の実績、提案内容等により契約相手先が限られる場合は、相見積もりを変えて、企画書・提案書等を代用して申請することができる。但し、当該事情と理由を証跡として残すものとする。

3 決裁者は、前二項に定める申請の認否を判断するに際しては、金額、品質、条件、納期、支払条件等を総合的に考慮し、次の基準に照らして判断するものとする。また、その判断の理由、見積書等を証跡として保存しておかななければならない。

(1) 利益相反取引を行う以外に他の手段がないかどうか、他の手段より本連盟に資するかどうか。

(2) 本連盟の利益を不当に損ねないかどうか。

(債務保証等)

第6条 本連盟が、第3条第1号イに該当する取引をしようとする場合は、利益相反管理部会の助言を得て、本連盟に不当な不利益が生じないようにしなければならない。

(その他の利益相反行為)

第7条 代表選手選考は、別に定めるガイドラインに従い客観的かつ公平に行なわなければならない。また、選考結果については各選手について選考理由を証跡として残さなければならない。

2 本連盟が主催する大会のレフェリーの割当てについては、可能な限り、当該レフェリーの出身チーム等、当該レフェリーと密接な関係のあるチームの試合を割当てないよう努めるものとする。但し、レフェリー人材の制約や試合の組合せが直前となる場合など、合理的な事情がある場合はこの限りでない。

3 本連盟が主催する大会の試合の組合せは原則として抽選とする。また、組合せの決定方法はあらかじめ大会要項に明示するものとする。

第3章 利益相反行為の管理体制

(利益相反管理体制)

第8条 本連盟は、公益財団法人として高い公共性を有することを踏まえ、利益相反行為を適切に管理するものとする。

2 本連盟は、倫理委員会内に利益相反管理部会を設ける。利益相反部会は必要に応じて招集するものとし、必要性は専務理事の判断による。

3 本連盟は、利益相反管理部会とは別に、利益相反行為に関する相談窓口を設ける。

(利益相反管理部会)

第9条 利益相反管理部会は、利益相反行為に関し、助言、審理、調査を行うものとする。

2 利益相反管理部会は3名以上とする。

3 利益相反管理部会の構成員の半数以上は倫理委員会の委員でなければならない。また、利益相反管理部会の構成員の半数以上は、外部の専門家でなければならない。

4 利益相反管理部会の部会長は、倫理会委員の中から倫理委員長が指名する。

(利益相反に関する調査及び報告等)

第10条 利益相反管理部会は、必要と判断した場合には利益相反行為について調査を実施することができる。

2 前項による調査の結果、違法又は不当な事態が生じ又は生じるおそれがあると判断した場合、本連盟の会長に対して、事態の改善又は発生を回避するための施策を行うよう助言をすることができる。

3 役職員等は、利益相反管理部会による第1項の調査に協力し、必要な情報の提供等を行うものとする。

(相談窓口)

第11条 利益相反行為に関する相談窓口は、専務理事、総務本部長及び事務局長とする。

2 役職員等は、利益相反行為に関する疑義が生じた場合には、相談窓口にご相談を行うことができる。

第4章 その他

(見直しの実施)

第12条 中央競技団体や本連盟を取り巻く環境、ガバナンスコードの見直し、国内外の経済社会情勢の変化、利益相反問題の事例蓄積状況、IT技術活用の進展による手続きの見直し等に応じて、本規程の適宜見直しを実施する。

(改訂)

第13条 本規定の改訂は理事会の議決による。

附則 この規程は令和4年6月26日から施行する。